

「平川市感染防止対策認証店舗支援事業」の変更点について

6月9日から、**県が飲食店の認証制度をスタート**させたことに伴い、市の認証についても県のチェック項目に合わせることにしました。これまでとの変更点は、次の朱書き部分です。

対象者

飲食店については、

県:食品衛生法の許可を受けた飲食店(テイクアウト型、デリバリー型を除く)

市:前回お知らせした「飲食サービス業」となりますが、認証項目は県の項目に準じます。

※タクシー・運転代行業は市の認証基準のままとなります。

交付金額

申請書類で算定された減少額 又は 20万円 のいずれか低い方の金額

要件

感染防止対策チェック項目(※別紙参照)をクリアし、次の要件を満たす方が対象です。

- (1) 令和3年4月30日までに開業していること
- (2) 市内に店舗又は事業所を置き、飲食店等を営む個人事業主又は法人であること
- (3) 現に事業を営み、かつ、今後も1年以上継続して事業を営む予定であること
- (4) 住民税等の滞納がないこと
- (5) 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、市内の店舗における売上の減少が以下のいずれかに該当すること
 - ① 令和3年1月から5月までの任意の3か月の売上の合計額が、令和元年又は令和2年の同期間と比較し、20%以上減少していること
 - ② 令和2年4月1日から令和3年4月30日までに開業した場合は、令和3年5月の売上額が、開業月から令和3年4月までの売上額の平均額と比較し、20%以上減少していること

申請流れ

必要書類を添えて申請書兼請求書を提出してください。※申請は、1事業者につき1回までです。

～提出書類～

- 申請書兼請求書(様式)
- 営業許可証又は自動車運転代行業認定証の写し
- 個人事業主の場合、2020年の確定申告書及び収支内訳書の写し
- 法人の場合、直近の法人市民税申告書及び法人事業概況説明書の写し
- 売上額の減少がわかる帳簿等の写し(※市内店舗のものに限る)
- 市外の事業主の場合は、納税証明書

申請から10日程度以内を目安に、感染防止対策チェック項目をクリアしているか事業所を現地確認します。(市、商工会、食品衛生協会)

チェック項目を全てクリアしていれば、「平川市感染防止対策認証店舗」として認証し、「認証ステッカー」及び「支援金交付決定通知書」を送付します。

交付決定通知後、2週間程度を目安に交付金を支払います。

※感染防止対策には、「**あおり飲食店感染防止対策認証制度**」(県事業)を活用することができます。

交付金支払い後も、不定期に確認を行います。

申請期間

令和3年6月1日(火)～**7月30日(金)**まで

申請・問合せ先

平川市役所経済部商工観光課 TEL:0172-44-1111
〒036-0242 平川市猿賀南田15-1